

様式第 4 号（第20条関係）（平30公安規 6・全改、令元公安規 3・一部改正）

（表面）

第 号 年 月 日	
住 所 氏 名 殿	
公安委員会 印	
犯罪被害者等給付金支給裁定通知書	
年 月 日付けで支給裁定の申請がありました犯罪被害者等 給付金については、下記の理由により、 こととしまし たので通知します。	
支給を受けることが できる犯罪被害者等 給付金の種類及び額	犯罪被害者等給付金の種類
	犯罪被害者等給付金の額 円
理 由	

◎裏面の注意をよく読んでください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

(裏面)

注意

- 1 この裁定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、裁定の通知を受けた日から3か月以内であっても、裁定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 裁定の取消しの訴え（取消訴訟）は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければできません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、
を被告として（訴訟において
を代表する者は 公安委員会となります。）提起しなければなりません。